

第6期計画における  
日常生活圏域等の考え方について

平成26年9月

大阪市 福祉局 高齢福祉課  
介護保険課

## 第6期計画における日常生活圏域等の考え方

### 1 第6期介護保険事業計画における日常生活圏域設定の考え方

- ・ 指定都市である本市の場合、各種サービス提供上の基本となる単位は行政区であることなどから、第3期介護保険事業計画より、日常生活圏域を行政区単位とし、具体的な地域密着型サービス等の整備については、各サービスに応じた整備エリアを設けた。
- ・ 第6期介護保険事業計画における日常生活圏域については、住民が日常生活を営んでいる地域として区が基本的な単位であることを踏まえ、引き続き行政区単位(24圏域)とする。

### 2 地域密着型サービス等種類別整備エリアの考え方

- ・ 第6期介護保険事業計画における地域密着型サービス等の整備については、第4期事業計画での考え方を基本とし、各サービスに応じたエリアごとに整備を見込む(整備エリア)こととする。

	第5期計画における 整備エリアの方向性	第6期計画における 整備エリアの方向性
地域密着型サービス		
小規模多機能型居宅介護	概ね中学校区 (127 エリア)	概ね中学校区 (127 エリア)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	行政区 (24 エリア)	行政区 (24 エリア)
認知症対応型通所介護	行政区 (24 エリア)	行政区 (24 エリア)
夜間対応型訪問介護	全市 (1 エリア)	全市 (1 エリア)
地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特養)	全市 (1 エリア) サテライト型を基本とする	全市 (1 エリア) サテライト型を基本とする
地域密着型特定施設入居者 生活介護	全市5ブロック (5 エリア)	全市5ブロック (5 エリア)
24時間対応定期巡回・随時対応型 訪問介護・看護 新サービス	全市 (1 エリア)	全市 (1 エリア)
複合型サービス	全市 (1 エリア)	全市 (1 エリア)

### 【参考】

地域包括支援センター	高齢者人口概ね1万人に1カ所段階的に整備する。	高齢者人口概ね1万人に1カ所整備する。
------------	-------------------------	---------------------